

東北大学大学院法学研究科・法学部  
外部評価（第三者評価）委員会

[平成28（2016）年度] 評価結果

はじめに

東北大学大学院法学研究科の外部評価（第三者評価）は、東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規第2条が、①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるとき、これを指摘すること、および、②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関することを規定しているのを踏まえ、法学研究科・法学部の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、研究科長があらかじめ委嘱した外部評価委員が、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会会議における意見交換等を経て、提出した評価シートにもとづいている。本年度の外部評価委員会会議は、法科大学院（総合法制専攻）を対象として、平成29（2017）年2月17日に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、東北大学大学院法学研究科・法学部の評価改善委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員に必要な応じて修正をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

平成29（2017）年3月

東北大学大学院法学研究科・法学部評価改善委員会

## 目次

I 法科大学院（大学院法学研究科総合法制専攻）	4
II 総評	1 1
資料	1 2

## 記載にあたって

\*それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。

\*便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

## I 法科大学院（大学院法学研究科総合法制専攻）

### 評価項目 1. 教育目的と特徴（大変良い：3）

#### 【評価すべき点】

1) 理論と実務の見識を備えた「優れた法曹」の養成を教育目的に据え、「基本7法の段階的かつ実効的な修得」を通じて法理論的基礎の習得と理解の深化・能力の涵養を図っている点、また、「実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実」を目指し、より広い視野で多様な問題意識の醸成を図っている点など高く評価できる。

2) 「優れた法曹」養成の6項目は、必要かつ十分であると考ええる。

3) 樺島博志教授の実務法理学Ⅰと実務法理学Ⅱのシラバスを読んで驚嘆した。とくに実務法理学Ⅱの方は、私自身こういう講義がしてみたいと願ってきた内容がそこにある。もちろん、私には法哲学の素養がないので、もし水俣病事件に特化した講義をすれば、まずは歴史的背景の話をし、日本の行政構造の欠陥を語り、そのうえで、水俣病事件を行政法と民法の側面から解説し、最後に素人ながらも一般法理論的なことを話して締めくくることがなるであろう。したがって、私が担当したのでは、「法理学」の講義にはならない。法理学の教員が、公害という現実の問題を、素材は限定しつつも多角的に、しかも深く読み解くところにこの講義の意義がある。

#### 【今後の課題等】

4) 「豊かな人間性や感受性」と「幅広い教養と専門知識」がアドミッション・ポリシーとして挙げられているが、「幅広い教養と専門知識」という理念について、「幅広い教養」と「専門知識」は矛盾するのではないかと、つまり、「専門知識」を高めるには、「幅広い教養」は犠牲にせざるを得ないのではないかとという批判がありうる。

5) 今や東北地方唯一の法科大学院であり、「自己評価報告書」にもあるように、数字の上でも東北地方における法曹養成の拠点としての機能を果たしていることから、そのことと関連する教育目的と特徴があってもよいのではないかと。

6) 行政法を専門としている私から見ると、樺島教授の実務法理学Ⅰで、行政法の三面関係に3回も割かれているのはたいへん喜ばしい。また実務法理学Ⅱは、北村講師による環境法Ⅰの(6)(7)、大塚直講師による環境法Ⅱの第8回、第9回と連動してしかるべきものである。問題は、実際に学生がそのような連動を意識して学習を組み立てているかどうかである。

評価項目 2. 教育の実施体制（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

7) 基本的組織の編成（①学生定員・現員②教員組織の構成・配置）も申し分ない。現員の数からは、従前よりも少人数での授業も実施しており、むしろ、もったいないぐらいの編成である。

8) 定員変更（既修30、未修20）を平成26年度より実施し、また28年度より「飛び入学制度」や「特別選抜」を導入し、より多様で魅力的な施策をとり、東北地方唯一の法科大学院として奮闘されている点は高く評価できる。

9) 教員の編成・配置も法律基本科目で前年度に比して民法が1名増となっており、全体としてバランスが良くなっている。実務家教員との協同体制も整備されており、女性教員の割合も27%を占めている点は貴法科大学院の特色ともいえ、高く評価できる。

10) 教員スタッフに関しては、全く問題ないと思う。私は行政法が専門であり、行政法のことしか分からないが、豪華な顔ぶれである。ほかの分野も同様だと確信している。

11) 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制についても、FDの体制、内容・方法と実施状況等からみて十分であると考えます。

12) 法科大学院修了の若手教員を中心とした学修支援委員会（カリキュラム等検討委員会）による取り組みも成果が期待できる。

【今後の課題等】

13) 専任教員が前年度比2名減となっている点はやや気になる点ではある。

14) 環境法を2科目とも非常勤講師でまかなっているのは、第一級の人物に依頼されていることには敬意を表すけれども、樺島教授の講義との関連付けという観点からは大いに残念である。

15) 問題は、貴学の理念である理論と実務の架橋が実際にどのように実現されているかである。実務家出身の方も7人おられて、たいへん充実しているが、研究者教員との連携はできているかどうか。1つの科目を研究者教員と実務家教員の2人で担当しても、前半と後半で分けてしまって、相互交流がないのではもったいない。たとえば、信濃教授が伊東教授とともに民事・行政裁判演習を担当しておられるが、信濃教授の行政裁判演習に行政法の研究者教員は何か協力しておられるのであろうか。一緒に講義を担当するというのでは負担が重いかもしいが、あらかじめ信濃教授が講義で用いられる素材（参考書として『改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務研究』が挙げられていることを学生は気づいているだろうか）を、自分の講義で学生に周知しておくことはできると思う。信濃

教授といえば、温泉（温泉法だけではない）の専門家である。せっかくであるから、温泉法の事件を何か取り上げていただいて、研究者教員の講義の方で、それとの関連付けをしておけば効果が上がるのではないか。

### 評価項目 3. 教育内容（大変良い:3名）

#### 【評価すべき点】

16) 教育課程の内容・構成もオーソドックスな内容であり、学年毎の配分も適切である。

17) 平成28年度から実施されている、基幹7科目の科目ごとの基本修得に力点を置くカリキュラムは、「法的紛争の現実的・総合的解決」をめざす実務科目修得の土台として重要であり実効的といえる。

18) 平成26年度から実施されている定員50名体制は、「少人数教育」として、肌理の細かい指導を可能にし、学生の科目修得に大いに貢献するものと思われる。

19) 展開・先端科目、その内容も履修単位の枠内で魅力的であり貴法科大学院の特徴が感じられる。

20) シラバスを拝見する限り、十分な教育がなされているように思われる。私の専門の行政法について言えば、稲葉教授も中原教授もご自分の教科書で講義をされているのは素晴らしいことである。

21) キャリア教育・インターンシップ、キャリア支援のための説明会・連続講演会開催など、学生・社会からの要請に対する対応もなされている。

22) 学生や社会からの要請に対しても、キャリア教育・インターンシップ、入学前指導、就職説明会など懇切な指導がなされている。

#### 【今後の課題等】

23) 行政法に関しては、第1年次の行政法が2単位であるのは気になるところである。これまで法学を全く学んだことのない者が2単位の講義で第2年次の基幹行政法の講義に臨むだけの基礎知識を身につけられるのかどうか不安である。全体的な制度設計や未修者の負担の問題があつて、何もかも4単位にするのが難しい事情は理解できる。結局は、現存の講義をうまく連携させて、知識を関連付けて理解するよう学生を誘導するほかはないであろう。ただし、この点に関しては、評価委員会において、入試科目から行政法を外すことに伴う制度改正により、行政法を2年次に6単位かけて履修させるとの説明があつた。

評価項目 4. 教育方法（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

24) 少人数・対話型双方向授業の積極的導入を中心とする、授業形態の組合せと学修指導法の工夫は十分なされていると考える。

25) 24時間利用できる自習室やオフィス・アワー制度など、学生の主体的な学修を促す取組みも十分である。

26) 司法試験合格率の現状からは、「法務学修生」の制度にみられるように、修了後の学修支援も積極的に行っている点も評価できる。

27) TA制度、オフィス・アワー制度、オリエンテーション・プログラムなど学習指導の工夫は大いに評価できる。特に、法科大学院修了後の継続的学習支援、定期試験後の解説・講評は教育効果をたかめるだけでなく、「優れた法曹」養成に向けた重要な取組みであり、貴法科大学院の学生と教員の良好なコミュニケーションの証ともいえる。

28) 厳正かつ公正な成績評価は、貴法科大学院の学生の質を担保するものであり、全体として高く評価できる。

【今後の課題等】

29) 対話型双方向授業が教育方法の一つの柱として打ち出されているが、学生諸君の意見を聴いてみたところ、大量の課題が定期試験ひいては司法試験にどのようにつながっているのかが見えないという不安の声が聞かれた。この連携を学生にはっきりと示すことが必要であると考えられる。なお、私自身は、伝統的な講義スタイルでも何ら差し支えないと信じている。

評価項目 5. 学業の成果（良い：3名）

【評価すべき点】

30) 法科大学院（総合法政専攻）自己評価報告書（平成28年12月）に掲載された授業アンケート（2015年度）の集計結果によれば、「この授業の内容を理解できましたか」という問いに対して、90%の学生が「よく理解できた」または「ある程度理解できた」と回答している。これを素直に見れば、極めて素晴らしい教育が施されているものと評価せざるを得ない。学生の意見を聴いてみたところ、この点に関しては肯定的な反応がみられた。

31) 学生の理解度・達成度も高水準であり、適切な指導がなされていると推察される。

32) 厳格で公正な進級制により、「優れた法曹」をめざす姿勢は評価できる。L2における原級留置者への指導もこの姿勢が貫かれている。

33) 司法試験合格者の数は、まずまずだと思う。

【今後の課題等】

34) 法曹養成に特化した教育機関であることから、進級制の実施に伴う原級留置者が出るのはやむを得ないところであり、非常に悩ましいところではあるが、累積修了者と司法試験合格率の現状からすると、「成績65点」の判断も絶えず、適切になされているかチェックの必要があるのではないかと思われる。

35) 学業の成果といった場合、司法試験合格という観点から見ることを避けられないが、首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する等の法科大学院全体をとりまく状況のなかでは、健闘しているほうである。ただ、短答式合格者数に対する最終合格者数の割合が、他の旧七帝大系の法科大学院と比べて、相対的に低くなっている点は、若干気になる。

36) 28年度の司法試験の結果については、定員減等で、受験者、最終合格者数の減少は止むを得ない面はあるものの、不満は残る。短答合格者/受験者では74%と主要法科大学院の中で遜色はないものの、最終合格者/短答合格者では32.4%と下位に甘んじてしまうのはなぜだろうか。せめて短答式合格者の5割が最終合格者となることを祈りたい。初中級程度の平易な事例について「的確な論理展開をする能力」の涵養が必要のようにも思える。なお、未修者の合格率もやや低迷感があるものの、併願制導入や教育内容の工夫などがなされており、今後の改善が期待できる。

評価項目6. 進路・就職の状況 (良い: 3名)

【評価すべき点】

37) 仙台弁護士会ははじめ東北6県の弁護士会に登録する本法科大学院修了者の占める割合、数からは、東北唯一の法科大学院として東北地方における法曹養成の拠点として機能していることが窺われる点も評価できる。

38) 修了者の進路について、司法試験合格者、合格していない者を含めて追跡調査を行って、進路を把握している点は評価できる。

39) 進路状況の把握や法科大学院同窓会を組織している点は、大いに評価できる。卒業生の人脈形成に繋がるものになることを期待したい。

【今後の課題等】

40) 司法試験合格者の進路を見ると、これまではほとんどが弁護士になっている。しかし、法科大学院を出たからと言って、必ずしも法曹にならなければならないというものではないと思う。たとえば、宮城県庁の職員になって、政策立案に携わるという途もある。



それは公共政策大学院の役割と割り切ってしまうのはよくない。公共政策大学院で学ぶ法律学は、どちらかと言えば攻めの法律学で、制度設計の道具になるものである。法科大学院で学ぶ法律知識は、事件が起きた時の法解釈が中心である。とは言え、少なくとも行政法について言えば、そこは表裏一体である。むしろ、法科大学院と公共政策大学院が協働して、両者の学生と一緒に学ぶ機会を増やすべきである。とくに環境法や地方自治法はそういう機会とすべきである。

評価項目 7. 改善への取組状況（大変良い：1名、良い：2名）

**【評価すべき点】**

- 4 1) 大学評価・学位授与機構による認証評価結果に対する改善はすでになされていることが窺われる。
- 4 2) 未修者に対する行政法教育が足りているかどうか、未修者から不満の声は上がってきていないか、不安があったが、この点に関しては、制度改正によって改善が図られていると評価される。
- 4 3) 入試制度・学生に対する経済的支援についても、併願制、飛び入学制度、特別選抜制度、総長裁量経費及び寄附金を原資とする奨学金給付制度の導入などの取組みが評価できる（さらに、たとえば上記奨学金について入学料・授業料を超えて生活費にあてられる額への増額までいければ、司法修習期 7 1 期生から導入されると思われる給費制度と相俟って、優秀な学生が多く集まることが期待できる）。
- 4 4) 奨学金の充実や広報活動も積極的であり、評価できる。
- 4 5) 平成 29 年度から実施予定の長期履修制度は社会人未修者にとってとても魅力的で、大いに期待できる。

**【今後の課題等】**

4 6) 専任教員について、サバティカル制度を採ることで研究専念期間を設けておられることは賢明である。本来は日々の研究の成果が教育に反映されるのが筋であるが、現実にはそれはなかなか期待できない。制度設計により研究時間を確保することが必要であると思う。この制度がある程度機能していることについて確認した。

評価項目 8. その他

**【今後の課題等】**

4 7) 東北大学と言え、やはり「深い思索」のイメージが強い。この伝統はなんとして

も維持していただきたい。そのためには教員が十分に研究できる体制が必要である。上記のようにサバティカル制度を採っておられることには敬意を表するが、サバティカルを取らなければ研究できないというのではおかしい。しかし、現実には、どこの法科大学院でもそういう傾向が出てきているのではないか。その流れを食い止めるべく努力すべきである。過度な機械化はかえって仕事を増やすと思う。電子メールが使えるようになったことで情報の交換は容易になったが、それがために緊急性のない問い合わせにも応答しなければならなくなった。

48) 学生に対する応答も、基本的には顔を見ながら行うべきである。貴学の学生数であれば、工夫を凝らせばそれができるのではないか。実際、修了生座談会でも「先生との距離が近い」と評価されている。その方向で徹底していただきたい。それは研究時間を十分に確保することと必ずしも矛盾しないと思う。

49) 平成28年度の法科大学院受験者は6899人、合格者1583人となり、いずれも前年度を下回っている。他方、予備試験合格者は235人で過去最多となり、合格率も61.5%と法科大学院修了者の合格率を上回ることとなった。かねて予備試験の与える影響が危惧されていたが、危惧が現実化しつつある。

50) 2013年にスタートした法曹養成関連閣僚会議による5カ年計画も、来年度には最終局面を迎える。現状の枠内での改善や共通到達度確認試験の試行など具体的な取組みもなされているものの、問題点も垣間見られる。特に、共通到達度試験は学生にとって質量ともに過剰な試験となる恐れがある。法科大学院入学試験、進級・修了試験、司法試験さらに「到達度試験」となれば、まさに「試験漬け」状態となり、学生の負担は重く、更なる法科大学院離れを招きかねないのではないだろうか。

51) 未来を見つめ、「法律学の魅力」「法曹の役割」などを若い学生にしっかりと説いて欲しい。まさに「優れた法曹」の核心的部分だと思う。

## II 総評

### 【評価すべき点】

5 2) 貴法科大学院の外部評価制度は、法曹養成の取組みを外部に開示し、外部からの視点で評価を求め、社会の知見から教育の在り方を点検するという重要な役割を担っている。また、教育の質の点検、改善点の克服のために自己評価を行い、この自己評価を開示して外部評価を求める姿勢は、陥りがちな「内向き姿勢」「独りよがり」を排する意味でも極めて重要である。高等教育体制・内容の透明性を担保するものとして大いに期待したい。

5 3) 既に相当程度、法科大学院の数が「淘汰」されて、かつ、司法修習期71期からは、一種の給費制が一部「復活」といった状況のなかで、奨学金制度の充実等と相俟って法曹志望者が底をうって増加に転じることも想定されることから、本法科大学院の存在価値についてアピールしやすい環境が整えられつつあるといった見方もできるように思われる。

### 【今後の課題等】

5 4) 貴学では、理論と実務の架橋を理念として掲げておられる。それを実現するには、まずは研究者教員と実務家教員の協働が必要である。必ずしも講義を共同で行う必要はない。たとえば、研究会を一緒に行えば、研究者の思考と実務家の思考がぶつかり合って、それぞれの理解が深まる。それは教育にも反映させることができるはずである。第三者評価の委員としては、そのようななかなか表に現われ難い協働の工夫を望みたい。

5 5) 第三者評価は、時間や委員の住所地等の制約から、おおむね現状のかたちで行わざるを得ないと思われるが、仮に、たとえば、委員全員による委員会のほかに、仙台市所在の委員（の一部）による授業参観や学生等との懇談及びそれらの委員会での報告ということも考え得るように思われる。

資料

平成 28（2016）年度東北大学大学院法学研究科・法学部  
外部評価（第三者評価）委員（3名） ※五十音順、敬称略  
法科大学院（総合法制専攻）担当

内田 正之 （仙台弁護士会元会長）

交告 尚史 （東京大学教授）

酒井 久雄 （株式会社有斐閣元顧問）

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求め、施設等の調査をすることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、第2条第1項第1号および同項第2号に定める事務を行うため、評価委員が出席する会議を開催することができる。

（2）委員は、前項の会議に出席しない場合であっても、文書を送付するなどの方法によって、会議において意見を述べることができる。

（3）評価委員会は、専攻、学部ごとに、評価を実施することができる。専攻、学部ごとの評価については、評価委員会の一部の委員によって評価を実施することができる。

（4）第1項及び前項の会議には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

(委嘱)

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価(第三者評価)内容の公表)

第8条 外部評価(第三者評価)における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価(第三者評価)報告書、ホーム・ページ等で公表する。

(報酬)

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

(2) 前項の詳細は、別途定める。

(外部評価(第三者評価)補佐委員会)

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価(第三者評価)補佐委員会(以下、「補佐委員会」という。)を置く。

(2) 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則(平成20年9月10日改正)

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日改正)

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月16日改正)

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則(平成23年7月20日改正)

この内規は、平成23年7月20日から施行する。

附則(平成24年12月19日改正)

この内規は、平成24年12月19日から施行する。